

平成 21 年第 3 回 鳥取県西部広域 行政管理組合議会臨時会議録

~~~~~

## 議事日程

平成 21 年 7 月 30 日 午後 3 時 05 分開議

第 1 議席の指定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 特別委員会報告

第 4 議会運営委員会委員の選任

第 5 議会運営委員会報告

第 6 常任委員の選任

第 7 議案第 11 号 鳥取県西部広域行政管理組合議会会議規則の一部を改正する  
規則の制定について

第 8 議案第 12 号 鳥取県西部広域行政管理組合職員定数条例の一部を改正する  
条例の制定について

第 9 議案第 13 号 鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例の一部を  
改正する条例の制定について

第 10 議案第 14 号 財産の取得について

第 11 議案第 15 号 教育委員会委員の任命について

~~~~~

本日の会議に付した事件

議事日程第 1～第 11

~~~~~

出席者（16人）

|     |       |     |      |     |       |
|-----|-------|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 吉岡知己  | 2番  | 渡辺照夫 | 3番  | 中村昌哲  |
| 4番  | 森雅幹   | 5番  | 松井義夫 | 6番  | 岡村英治  |
| 7番  | 中本実夫  | 8番  | 渡辺明彦 | 9番  | 米村一三  |
| 10番 | 橋井満義  | 11番 | 荒松廣志 | 12番 | 石上良夫  |
| 13番 | 長谷川盟  | 14番 | 福原實  | 15番 | 佐々木秀明 |
| 16番 | 越峠恵美子 |     |      |     |       |

~~~~~

欠席者（0人）

~~~~~

説明のため出席した者

|              |       |      |                      |       |      |
|--------------|-------|------|----------------------|-------|------|
| 管理者          | 米子市長  | 野坂康夫 | 副管理者                 | 境港市長  | 中村勝治 |
| 副管理者         | 日吉津村長 | 石操   | 〃                    | 大山町長  | 森田増範 |
| 〃            | 南部町長  | 坂本昭文 | 〃                    | 伯耆町長  | 森安保  |
| 〃            | 日南町長  | 矢田治美 | 〃                    | 日野町長  | 景山享弘 |
| 〃            | 江府町長  | 竹内敏朗 | 〃                    | 米子副市長 | 角博明  |
| 事務局長         |       | 谷上道夫 | 消防局長                 |       | 浦木昇  |
| 事務局次長兼総務課長   |       | 足立信二 | 消防局次長兼総務課長           |       | 亀尾崇  |
| 事務局次長兼環境資源課長 | 伊澤壽高  |      | 事務局次長兼<br>広域ごみ処理計画課長 |       | 本池辰郎 |
| 施設課長         |       | 斉木豊司 | 事務局総務課<br>入札財政係長     |       | 神庭千秋 |

~~~~~

事務局の職員

事務局総務課庶務係長 (議会事務担当)	足立秀憲
------------------------	------

~~~~~

## 午後 3 時 05 分 開会

○議長（中村昌哲） これより、平成 21 年第 3 回鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。

~~~~~

諸 般 の 報 告

○議長（中村昌哲） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

議会閉会中に大山町議会選出 鹿島議員、伯耆町議会選出 西郷議員、江府町議会選出 池田議員は、任期満了となられましたので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第 292 条において準用する同法第 121 条の規定により、本日の会議に説明のため、出席を求めた者の職氏名は、お手元の報告書のとおりでありますのでご了承願います。

次に、本臨時会の会期は、組合議会会議規則第四条の規定により、本日より一日となっておりますので、ご了承願います。

なお、本日の議事日程はお手元に配布しております日程書のとおり行いたいと思います。

この際、新しく本組合議会議員になられました議員を紹介いたします。大山町議会選出 荒松議員、伯耆町選出議員 長谷川議員、江府町議会選出 越峠議員、以上のとおりです。

~~~~~

## 第 1 議席の指定

○議長（中村昌哲） それでは、日程第 1、議席の指定を行います。先ほど、ご紹介申し上げました新議員の議席は、組合議会会議規則第 3 条 1 項の規定により 11 番 荒松議員、13 番 長谷川議員、16 番 越峠議員、以上のとおり指定いたします。

~~~~~

第 2 会議録署名議員の指名

○議長（中村昌哲） それでは、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、組合議会会議規則第 36 条の規定により、7 番 中本議員及び 16 番 越峠議員を指名いたします。

~~~~~

## 第 3 特別委員会報告

○議長（中村昌哲） 次に、日程第3 特別委員会報告を行います。

初めに、うなばら荘問題調査特別委員長の報告を求めます。松井議員。

○5番（松井義夫） 議長。

○議長（中村昌哲） 松井議員。

○5番（松井義夫）（登壇） 本日、組合議会臨時会開会前に、うなばら荘問題調査特別委員会を開催し、当委員会の今後の取扱いについて慎重に審議いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

当特別委員会は、平成3年に設置されました「うなばら荘改築調査特別委員会」のあとを引き継ぐかたちで、平成12年3月に設置されたものでございますが、当特別委員会は、設置から今日までの間、うなばら荘改築に係る起債償還の市町村割合負担の問題や平成18年と20年におきましては、指定管理者候補者の選定問題について審議を行うなど、さまざまな諸問題の解決を図ってまいりましたほか、機会あるごとに、経営状況報告を受け、管理運営についての審議及び検討を行うなど圏域住民が安心して使える施設とするべく、当該施設の経営にも深く関わってまいったところでございます。地域財政の低迷により、当該施設におきましても例外なく厳しい経営状況が続いてはおりますものの、現在のところ、急速かつ特別に解決すべき諸問題等はございませんので、今後審議会等すべての事項につきましても、本日、設置される運びとなっております「民生環境常任委員会」の中で十分な審議等が可能でありますので、については、当特別委員会の審査事項等については、すぐ「民生環境常任委員会」に引き継ぐかたちといたしますとともに、当特別委員会は、本日をもって「民生環境常任委員会」の設置のもとに解散することに決しました。以上、終わります。

○議長（中村昌哲） 次に、ごみ焼却施設建設等調査特別委員長の報告を求めます。

渡辺照夫議員。

○2番（渡辺照夫）（登壇） ごみ焼却施設建設等調査特別委員会の報告をいたします。

本日、組合議会臨時会開会前に、ごみ焼却施設建設等調査特別委員会を開催をし、当特別委員会の今後の取扱いについて慎重に審議をいたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

当特別委員会は、本組合の共同処理事務の中に、新たに「ごみ焼却施設の設置及び管理運営に関すること」が加わりましたことを契機とし、新しく建設されるごみ焼却施設の建設計画について調査、検討を行うとともに、稼働中の不燃物処理施設等の管理運営に係る諸問題についても併せて調査、検討を行うことを目的として、平成16年10月に設置されたものでございます。発足当初は、ごみ焼却施設建設に係る事務スケジュール及び建設候補地の選定方針について、多角的視野から調査、検討を行った経過がございますほか、平成19年1月には、最終処分業務の費用負担問題、エコスラッグセンターの維持管理経費問題等についての調査、検討を行ってまいりました。また、第2最終処分場小堰堤建設や、不燃物処理手数料の改定について調査、検討を行いま

したことは、記憶に新しいところでございますが、現在、当特別委員会におきましては、早急かつ特別に解決すべき諸課題等はございませんので、今後審議等すべき事項につきましては、本日、設置される運びとなっております「民生環境常任委員会」の中で十分な審議等が可能であります。よって、当特別委員会の審議事項等につきましては、「民生環境常任委員会」に引き継ぐかたちといたしますとともに、当特別委員会は、本日の「民生環境常任委員会」の設置をもって解散することに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中村昌哲） 以上で委員長の報告は終わりました。

それでは、ただ今の委員長の報告に対する質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村昌哲） 別がないものと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村昌哲） 別がないものと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。先の両委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村昌哲） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、両委員長の報告のとおり決しました。

~~~~~

第4 議会運営委員会の選任

○議長（中村昌哲） 次に、日程第4 議会運営委員会の選任を行います。

委員会条例第8条第1項の規定により、議会運営委員会委員に1番 吉岡議員、5番 松井議員、8番 渡辺明彦議員、14番 福原議員、15番 佐々木議員を指名し、選任いたします。

それでは、正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

(休憩開始 午後3時16分)

(休憩終了 午後3時34分)

~~~~~

## 第 5 議会運営委員会報告

○議長（中村昌哲） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの休憩中に正副委員長の互選が行われた結果、議会運営委員長に松井議員、副委員長に佐々木議員が決定した旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

次に、先ほどの議会運営委員長の決定を受け、日程第 5 議会運営委員会報告を行います。それでは、議会運営委員長の報告を求めます。松井議員。

○5 番（松井義夫） 議長。

○議長（中村昌哲） 松井議員。

○5 番（松井義夫）（登壇） 先ほど議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告します。

平成 20 年 3 月に議長の諮問により任意の委員会ではございましたが、「議会運営問題検討委員会」を、また、平成 21 年 3 月には「議会運営協議会」を設置し、組合議会の充実及び円滑な運営等に向け、審議、検討を行ってまいりました。

平成 20 年 10 月には、組合議会の改革についての答申を議長に提出いたしましたほか、これら委員会等で検討を重ね、平成 21 年第 2 回組合議会定例会におきましては、議員発議により「組合議会委員会条例」を上程したところでございます。

また、今般の議会におきましても、会期の変更や一般質問に関する事項を定めた、新たに定めるとともに、常任委員会の運営に当たっては、必要となる事項の整備を図るなど、当組合議会会議規則の一部を変更を行う議案を上程するに至ったところでございます。

つきましては、これまで「議会運営問題（検討）委員会」及び「議会運営協議会」において審議、検討してまいりました事項及び取組みにつきましては、すべて当議会運営委員会に引き継ぐことといたしますとともに、当議会運営委員会におきましては、質問の事前通告制の導入等々、まだまだ検討すべき事項が山積しておりますので、閉会中に（おける）委員会開催に配慮し、議長宛に閉会中の継続調査申出をすることに決しました。

以上、簡単ではございますが、議会運営委員会の報告にかえます。

○議長（中村昌哲） 以上で、議会運営委員会報告は終わりました。

それでは、閉会中の継続審査申し出も含めまして、ただ今の委員長の報告に対する質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村昌哲） 別のないものと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長（中村昌哲） 別がないものと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。委員会報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村昌哲） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員会報告のとおり決しました。また、閉会中の継続調査の申し出につきましても、お手元に配布しております、申出書のとおり、閉会中の継続調査にすることに決しました。

~~~~~

第 6 常任委員の選任

○議長（中村昌哲） 次に、日程第 6 常任委員の選任を行います。

委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、総務消防教育常任委員に、4 番 森議員、5 番 松井議員、7 番 中本議員、9 番 米村議員、11 番 荒松議員、14 番 福原議員、15 番 佐々木議員、16 番 越峠議員を指名し、選任いたします。

また、民生環境常任委員に、1 番 吉岡議員、2 番 渡辺照夫議員、3 番 中村、6 番 岡村議員、8 番 渡辺明彦議員、10 番 橋井議員、12 番 石上議員、13 番 長谷川議員を指名し、選任いたします。

それでは、正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

（休憩開始 午後 3 時 40 分）

（休憩終了 午後 3 時 51 分）

○議長（中村昌哲） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの休憩中に正副委員長の互選が行われた結果、総務消防教育常任委員長に福原議員、副委員長に中本議員。

また、民生環境常任委員長に渡辺照夫議員、副委員長に長谷川議員が決定した旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

~~~~~

## 第 7 議案第 11 号

○議長（中村昌哲） 次に、日程第 7 議案第 11 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5 番、松井議員。

○5 番（松井義夫） 議長。

○議長（中村昌哲） 松井議員。

○5 番（松井義夫）（登壇） ただ今、ご上程いただきました、議案第 11 号につきまして、提案者を代表いたしまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第 11 号は鳥取県西部広域行政管理組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてであります。組合議会におきましては、議会改革の一環といたしまして、本年 3 月に委員会条例を制定いたしましたところでございますが、さらなる議会活動の充実及び円滑な議会運営を目的として、このたび議会会議規則につきましても一部を改正しようとするものでございます。規則改正の内容でございますが、会期の変更及びそれに伴います必要な事項を新たに定めるとともに、一般質問につきましても、必要な事項を新たに定めようとするものでございます。

また、常任委員会及び議会運営委員会の設置が規定されましたところに伴い、当規則におきましても、これらの委員会に関係する必要な事項につきまして、所要の整備をしようとするものでございます。

全議員の皆様がたのご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。提案者を代表しての提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中村昌哲） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村昌哲） 別にないものと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村昌哲） 別にないものと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。本件については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村昌哲） ご異議なしと認めます。



よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

第 8 議案第 12 号

○議長（中村昌哲） 次に、日程第 8 議案第 12 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野坂管理者。

○管理者（野坂康夫）（登壇） ただ今、ご上程をいただきました議案第 12 号について、ご説明を申し上げます。

議案第 12 号は、鳥取県西部広域行政管理組合職員定数条例の一部改正についてお願いをするものでございまして、今回の改正は、消防事務を共同処理事務といたしました当初に採用した消防職員が定年により大量退職することに伴いまして、平成 23 年度から消防職員を大量に補充採用していく必要が生じてまいりますことから、採用に当たりましては、新規採用職員が消防学校で 8 ヶ月間初任科研修を受けることによりまして、消防署所へ配置する職員数が不足して、消防力の低下を招くことがないよう対処いたしますとともに、短期間で大量の職員の採用をすることによりまして、職員の年齢構成の偏りが当初のままとなることを是正いたしますため、平成 22 年度から平成 30 年度までの間に、毎年度 15 人から 17 人の範囲で平準化した人数の職員を前年に採用しようとするものでございまして、これにより、現行の消防職員定数を超過することとなる、平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間のうち、最初の 5 年間の消防職員定数の特例を定めようとするものでございます。

改正内容といたしましては、附則第 3 項で、平成 22 年度から平成 26 年度までの間における消防職員定数の特例を定めるものでございます。

施行期日につきましては、平成 22 年 4 月 1 日からといたしております。

よろしくご審議をいただき、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中村昌哲） これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村昌哲） 別がないものと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村昌哲） 別がないものと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。本件については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村昌哲） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

○6番（岡村英治） 議長。

○議長（中村昌哲） 岡村議員。

○6番（岡村英治） 1点おたずねしたいんですけども。

先ほど、常任委員会が設置されました。それで、委員も決まったわけですけども、こういったものは、委員会に付託はされないわけなんですか。

○議長（中村昌哲） 谷上局長。

○事務局長（谷上道夫） 本日、議会運営委員会も設置されておりまして、これから、先ほどありました閉会中の審査も議会運営委員会で予定をされておりまして、委員会付託事項等々につきましては、今後、議会運営委員会で協議をしていただきまして、次回からの議会において、委員会付託として、ご議論をいただくという具合に考えております。以上でございます。

○議長（中村昌哲） 岡村議員。

○6番（岡村英治） はい。委員会条例を3月に決めたわけです。そこで、まあ、所管の事項などは決めてあるわけですけども、そういったことが決めてあるにもかかわらず、こういったものっていうのは、委員会付託されなくてもいいっていう解釈なんですか。そこらへんを再度、お尋ねしたいと思います。

○議長（中村昌哲） 谷上局長。

○事務局長（谷上道夫） 常任委員会に付託は、先ほど申しあげました常任委員会に付託する事項等々につきましても、先ほど申しあげましたとおり、今後、議会運営委員会で審議、協議をしていただきまして付託案件等について、ご議論をいただいて、議会運営のあり方について、正式に決めていただくという具合に考えております。以上でございます。

○議長（中村昌哲） いいですね。

○4番（森 雅幹） 議長。

○議長（中村昌哲） はい、森議員。

○4番（森 雅幹） 先ほど議会運営委員長の提案によって、制定された議会会議規則ですが、この18条に、会議に付する事件は、所管の常任委員会または、議会運営委員会に付託するというように書いてあるわけなんですけども、ここで、どういうふうにも読んでも、何を付託して、何を付託しないのかっていうのは読めないんですけども、なんか、それだったら、また、その会議規則も違うものでなくてはならないと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（中村昌哲） 谷上局長。

○事務局長（谷上道夫） 質問の本日ご提案いただきました会議規則の一部改正する規則でございますけども、これは、最後のページのほうに、附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行するというようにさせていただいております。

従いまして公布の期日は、今日、議会終了後ということを決めておりますので、この改正規則が発効いたしますのは議会終了後という具合に考えております。以上でございます。

○議長（中村昌哲） 森議員、いいですね。

ほかにご覧いませんか。本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

### 第 9 議案第 13 号

○議長（中村昌哲） 次に、日程第 9 議案第 13 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。野坂管理者。

○管理者（野坂康夫）（登壇） ただ今、ご上程をいただきました議案第 13 号についてご説明を申し上げます。

議案第 13 号は、鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例の一部改正についてお願いをするものでございまして、今回の改正はリサイクルプラザにおいて処理を行っております、ブラウン管式テレビジョン受信機につきまして、処理後に回収される廃ブラウン管ガラスを輸出業者へ売却することで、特定家庭用機器再商品化法施行令に定める総重量に対する再商品化すべき部品及び材料の割合の基準を満たすことができ、リサイクルプラザで処理することが可能となっておりましたが、リサイクルプラザから輸出業者へ売却しております廃ブラウン管ガラスは環境省が策定いたしました使用済みブラウン管式テレビジョン受信機の輸出時における中古品判定基準を満たさないため、この判定基準が適用されます平成 21 年 9 月 1 日以降の、廃ブラウン管ガラスの輸出にあたりましては、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づきまして、外国為替及び外国貿易法の規定による輸出の承認を受ける必要が生じてまいりますが、この輸出の承認を受けることにつきましては、困難な見込みとなっておりますことから、リサイクルプラザでのブラウン管式テレビジョン受信機の処理を取りやめることとして、所要の改正をしようとするものでございます。

改正内容といたしましては、第 7 条でリサイクルプラザへの搬入を制限するものとして規定いたしました特定家庭用機器再商品化法第 2 条第 5 項に規定いたします、特定家庭用機器廃棄物及び特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第 2 条第 2 項に規定いたします第 1 種特定製品につきまして、ブラウン管式テレビジョン受信機も含めて搬入を制限するものとして、規則において規定し、条例から削除いたしますほか、第 10 条及び別表におきまして、ブラウン管式テレビジョン受信機に係る手数料の規定を削除するものでございます。

施行期日につきましては、平成 21 年 8 月 1 日からといたしております。よろしくご審議をいただき、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中村昌哲） これより質疑に入ります。

○4 番（森 雅幹） はい。

○議長（中村昌哲） 森議員。

○4 番（森 雅幹） 今回の、テレビ、ブラウン管テレビの問題でのこういうことが起こったということの説明を受けましたが、これに伴って、条例にあるほかのものについても、規則に移行すると、こういう説明でした。

本来、あの、規則で定めるものを搬入できないことにするということは、当然、規則にあることなんですけども、本来は、条例でいろんな細かなものを決めていく条例主義というのが、私は基本だと思います。

それを、今回は、第 7 条の 2 項以下、2 項についてもあわせて規則化するという提案なんですけれども、この規則の予定の、予定の規則ですね。そういったものがあれば、見せていただきたい。また、それを報告をしていただきたいと思います。

○議長（中村昌哲） 足立総務課長。

○総務課長（足立信二） 参考資料として配布しておりますので、ご参照願いたいと思います。

○議長（中村昌哲） 配布してある。

○総務課長（足立信二） はい。

○議長（中村昌哲） 森議員、いいですか。

いいですね。

○4 番（森 雅幹） 説明してください。

○議長（中村昌哲） 説明をいただきたいと。

伊澤環境資源課長。

○環境資源課長（伊澤壽高） はい。第 10 条で、リサイクルプラザに搬入するごみを定めております。で、1 号につきまして、特定家庭用機器再商品化法、これはいわゆる家電リサイクル法に定めまして、テレビ、エアコン、クーラー等でございます。

それから 2 号ですけども、特定家庭用製品に関わるフロン類のうんぬんですけども、これは、業務用の冷蔵庫、冷凍庫、大部分が業務用の自動販売機でございます。それから、業務用のクーラーというふうになっております。以上でございます。

○議長（中村昌哲） 森議員、いいですね。

次、中本議員。

○7 番（中本実夫） この条例改正廃止によってですね、まだ、この西部圏域にですね。ブラウン管式のテレビジョンなんかたくさんあると思うんですけどね、このことをですね、地域の住民のサービスとしてね、どういう具合に今後、処理すると、指導をするという、そういう方向がありましたら、説明願いたいと思います。

○議長（中村昌哲） 伊澤環境資源課長。

○環境資源課長（伊澤壽高） はい。この法律ですけれども、環境省と通産省から6月1日に通達がございました。それで法律の適用は9月1日にすると、いうことで、猶予期間が3ヶ月しかございませんでして、6月の12日に急遽、清掃事務担当課長会を開きました。で、その中で、ただ今、質問がありました、西部圏域の住民の方の周知でございますけれども、7月の市町村だよりにチラシを入れて各戸回覧すると。

それから2つ目といたしまして、鳥取県電気商業組合西部支部の支部長さんにおいていただきまして、テレビを引き取ってくださいというふうにお問い合わせをして了解を得ております。

○議長（中村昌哲） 中本議員。

○7番（中本実夫） 6月にですね、法律が変わって、周知徹底をしないと。それで、業者の方に引き取っていただくようにということがあるんですがね、それはですね、理解できるんだが、そういう処理するところが無かったら、大変困ると思うんだよね。ですから、その処理する業者のね、やっぱり、氏名等ですね、やっぱり、地域住民にですね、十分認知するように、通知をね、懇切丁寧に出して、そして西部広域プラザでは、引き受けないけれども、どこそこに持っていけば受け取っていただけますよと、そういうね、通知とか、お知らせ、親切に。それは、西部広域でやるんですか。

○議長（中村昌哲） 伊澤環境資源課長。

○環境資源課長（伊澤壽高） はい。あの、これ、環境資源課のリサイクルプラザに照会がありましたものにつきましては、電気製品ですけれども、A社、B社というふうに分かれております。それで、A社はどこどこに持っていく。B社は、どこどこに持っていく、それから、近くの電気の小売店業者へ持って行ってくださいと。それから、リサイクル料金ですけれども、郵便局で購入していただきまして、持って行ってくださいということで、説明をしております。

○7番（中本実夫） 議長。

○議長（中村昌哲） 中本議員。

○7番（中本実夫） 今の説明で、大体わかりましたがね、そういったね、説明をですね、問い合わせがあったら、きちんとすると。そのことをですね、やはり、問い合わせがあるまでに、西部広域として、情報公開をね、される意思はあるんですか。

○議長（中村昌哲） 伊澤環境資源課長。

○環境資源課長（伊澤壽高） ですから、あの、先ほど申し上げましたように、7月の市町村だより、6月12日に清掃事務担当課長会議を開きましたけど、7月の市町村だよりには印刷が間に合わないということで、チラシを各戸配布、または回覧を行なったと。

○議長（中村昌哲） 中本議員。

○7番（中本実夫） 7月に間に合わなかったからといってですね、チラシ配布した

だけでは、住民に十分にね、情報が行きわたらないと思うんだよね。やはり、それが十分に行きわたって、そして自分ところは出したいと、処理したいと、思ったときにですね、迷いが無くですね、スムーズに行くように、やはり指導するのが行政サービスだと思います。その点は、要望しておきますので、きちっと守ってください。終わります。

○議長（中村昌哲） 他にありませんか。

岡村議員。

○6番（岡村英治） 今の中本議員の質問に関連してなんですけども、大体、このブラウン管式テレビジョン受動機の搬入ですね、大体、どの程度あったのか、といった点わかれば教えていただきたい。それがですね、結局できなくなるということについて、やはり周知徹底ということが、ほんとに必要なと思うんですけども、そういった点で、例えば、もちろん各市町村の担当課に問い合わせればお答えされるということになるかと思うんですけども、もっともっと積極的にですね、例えばホームページにそういったものを掲示するとか、といった点については、やはり配慮されるべきではないかと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（中村昌哲） 伊澤環境資源課長。

○環境資源課長（伊澤壽高） リサイクルプラザに搬入されましたテレビですけども、平成20年度が975台でございます。それから、もう一つですけども、宣伝の件ですけども、これはもちろん環境資源課のホームページにも載せております。それから、リサイクルプラザにもポスターを貼って周知に努めております。

○議長（中村昌哲） 岡村議員。

○6番（岡村英治） 今、ホームページのことをおたずねしたのは、もちろん、あの、西部広域のホームページも重要なんですけども、やはり一番身近な各市町村のですね、そういったことについても、やはり掲載させると、してもらおうということ、というのが、私、住民にとっては身近なところとして、重要じゃないかと思うんですけども、そういった点はいかがでしょうか。

○議長（中村昌哲） 谷上局長。

○事務局長（谷上道夫） 先ほどのご質問ですけども、環境資源課長がお答えいたしましたけども、6月に開催いたしました清掃事務担当課長会議におきまして、大変申し訳ありませんけども、それぞれの構成市町村の担当、所管課におきまして、住民の皆様方にご周知をいただきますようお願いをしておりますので、それぞれの該当の当該市町村の所管課のホームページ等でもですね、多分、私まだきちんとは見ておりませんが、掲載をしておられるところもあるのではないかなという具合に考えております。

それから、それぞれの住民の皆様からのお問い合わせにつきましてもですね、それぞれの市町村の所管課において対応していただけるものについては、対応していただ

く。そして、また、それぞれの問い合わせ、詳細についての問い合わせ等については、環境資源課の方という形をお願いをしておりますし、家電、小売店の一覧表についても、それぞれ担当課長さんの方にお渡ししておりますので、それで周知をお願いしたいということでお願いをしております。以上です。

○議長（中村昌哲） 岡村議員。

○6番（岡村英治） 最後ですけども、各市町村ですね、やっぱり、徹底方、そういった周知も含めてですね、是非よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○8番（渡辺明彦） 議長。

○議長（中村昌哲） 渡辺明彦議員。

○8番（渡辺明彦） 今、議論を聞いておりまして、リサイクルプラザでブラウン管式テレビを処分といいますか、処理をされていたということ初めて不勉強ですけど、初めて知ったんですが、本来、そもそも家電リサイクル法に基づいて廃棄される方がリサイクル料金を支払ってメーカーによって、A、Bと別れてですね、それぞれ専門の業者が処分、処理をするというのが法の精神だと思うんですが、リサイクルプラザでテレビを処理されて、されたという、その経緯をね、もともとそういうブラウン管の処理等については、まあ、有害物があるということになっておりまして、そういう業務に立ち会う方は、水銀等とかですね、そういった有害の危険性があるのに、なぜ、リサイクルプラザで処理されてきたのかね、本来だったら、本来、きちんとした業者が引き取るなりなんなり、リサイクル料金を支払って正式なルートで処分するというのが、正しい方法だと思うんですよ。

その辺の、まあ、最初からのいきさつが分からないもので、リサイクルプラザで処分をしてきたということについて、ちょっとお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（中村昌哲） 伊澤環境資源課長。

○環境資源課長（伊澤壽高） はい。これは、家電リサイクル法で、重量比によりまして、何パーセント以上、再利用しなさいという法律があります。で、エアコンにつきましては70%、テレビについては55%以上等の法律があります。で、今現在、テレビだけ扱ってございましたけども、テレビ、これバラしますとブラウン管の重量比が69.5%ということで、55%より大きいということで、家電リサイクル法をクリアするというので、テレビからブラウン管をとりはずしまして、これを販売しておるといふ状況でございます。

○議長（中村昌哲） いいですか。

渡辺明彦議員。

○8番（渡辺明彦） ブラウン管を取り出して処分、それを販売するというメリットがねあったのかどうかね。その辺のところ、はっきり、その最初始められた経緯がね、販売する、取り出して販売するというのか、本来なら家電リサイクル法に基づいてリサイクル料金をですね、払った方が、その、きちんとした正式なルートでまわるのが、

本来の法の精神だと思うんですよ。それ、なんか横流しみたいな感じが、あったんじゃないかね、という疑問が沸くもんですから伺っているところです。

○議長（中村昌哲） 答弁は。はい、伊澤環境資源課長。

○環境資源課長（伊澤壽高） 本来でしたら、新しく電気製品を買われたときに下取りとして、電気の小売店とか、そういうところに下取りされます。で、何十年も使って、どこで買ったかわからないとか、それから不法投棄されとったと、そういった引き取り手の無い電気製品をリサイクルプラザに持ち込んだということでございます。

○議長（中村昌哲） 渡辺議員。

○8番（渡辺明彦） あの、まあ、不法投棄されたものをね、やむを得ず処分するというのは意味が分かるんですが、まず、本来所有者がリサイクル料金を支払って処分をするのが、本来のスジよね。それを住民の便宜のために回収して、処分するというのは、ちょっと法の精神にズレているんじゃないかということで、お聞きしているわけなんです。

○議長（中村昌哲） あの、質問の意味、分かりますか。

伊澤環境資源課長。

○環境資源課長（伊澤壽高） 従いまして、21年9月1日から法の適用を受けまして、9月1日から適用される法の適用を受けまして、家電リサイクル法での電気製品はリサイクルプラザでは、全て扱わないと。それぞれAグループ、Bグループに準じまして、そこに持っていくということでございます。

○議長（中村昌哲） それでよろしいですか。

○8番（渡辺明彦） はい。

○議長（中村昌哲） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村昌哲） 別がないものと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村昌哲） 別がないものと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。本件については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]



○議長（中村昌哲） ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

第 10 議案第 14 号

○議長（中村昌哲） 次に、日程第 10 議案第 14 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野坂管理者。

○管理者（野坂康夫）（登壇） ただ今、ご上程をいただきました議案第 14 号についてご説明を申し上げます。

議案第 14 号は、消防設備の整備に伴う財産の取得についてお願いをするものでございまして、消防体制の強化、充実を図るため本組合消防局が策定いたしました第 5 次消防力等整備 5 カ年計画に基づき、老朽化した米子消防署皆生出張所の消防ポンプ自動車 1 台を更新するため、去る 6 月 30 日、6 業者の入札参加申込みにより、6 業者全者を指名し、競争入札を行ったものでございます。

その結果、第 1 回目の入札で有限会社岩谷ポンプ製作所が 2,961 万円をもって落札いたしましたため、当該落札業者と物品購入契約を締結しようとするものでございます。よろしくご審議をいただき、ご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（中村昌哲） これより、質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村昌哲） 別にないものと認め。

○12 番（石上良夫） 議長。

○議長（中村昌哲） 石上議員。

○12 番（石上良夫） 住民の生命、安全を守るため、消防の強化は必要と思います。

財産の取得に反対するものではございませんが、広域の議会の選挙で議員さんが入れ替わります。やはり変わったときは、年次計画があると思いますので資料を提出していただきたいと思います。そういった、あの、地元に戻っても説明ができません。そのへん今後、ご配慮を、事後でもいいですので資料提出をお願いしたいと思います。

○議長（中村昌哲） 浦木消防局長。

○消防局長（浦木 昇） ご指摘のとおりでございますので、早速、明日でも、また、送らせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○12 番（石上良夫） はい。分かりました。

○議長（中村昌哲） 他に。

はい、岡村議員。

○6番（岡村英治） 1点おたずねします。6社による入札ということで、説明がいた
だいたんですけども、これの落札率についてお尋ねしたいと思います。それで、ええ
っとですね。はい、以上です。

○総務課長（足立信二） はい。

○議長（中村昌哲） 足立総務課長。

○総務課長（足立信二） 落札率に関しましては、予定価格を非公開としております
ので公表できません。よろしく申し上げます。

○議長（中村昌哲） もっと、ちょっと、はっきり。今、聞こえなかった。

○総務課長（足立信二） はい。物品購入については、予定価格を公表しておりませ
んので、落札率については公表を控えさせていただきます。

○議長（中村昌哲） 控えさせていただく。他にございませんか。

○7番（中本実夫） 議長。

○議長（中村昌哲） 中本議員。

○7番（中本実夫） 今の総務課長の答弁ですけどね、予定価格をね、それから、落
札率とかね、公表できないと言ってね、ここは西部広域の組合の議会ですよ。内輪で
すよ。内輪で公表できないということはね、あまりにもオブラートに包みすぎてね、
口の中でモゴモゴ言ってもらったって困りますのでね。まあ、今回は資料が無いなら
ね、やむをえんかもしたらんけど次回の委員会ぐらいには、報告を求めておきます。

○総務課長（足立信二） はい。

○議長（中村昌哲） 足立総務課長。

○総務課長（足立信二） 消防ポンプ自動車、購入による予定価格の公表しないとい
う根拠でございますが、地方公共団体の契約につきまして規定しております。地方自
治法及び同法施行令による予定価格を非公開にすべきであるとの明解な規定は存在し
ませんが、国の行なう契約について、規定について会計法予算決算及び会計令にも予
定価格の非公開については、明解な規定はございません。従来、予定価格を公表す
ることは、以後の同種の契約の締結に当たって、当該契約の予定価格を推測する重要
な材料を与えることになるため、公表すべきものではないとされてきていました。しか
しながら、予定価格の事後公表について平成10年2月、中央建設業審議会建議におい
て積算基準に関する図書の公表が進み、現に相当程度、積算能力があれば予定価格の
推測が可能となるとともに、施工技術の進歩等により工事の内容が多角化、事後公表
を行なったとしても、以後の工事の予定価格を類推することについては、一定の限度
がある一方、事後の公表により、不正な入札の抑制、抑止力となりえることや積算の
妥当性の向上に資することから、予定価格の事後公表に踏み切るべきであるとされま
した。組合においては、このことに加え、予定価格を事前に知ろうとする不正な行為
を未然に防ぐため、建設工事の入札結果等の公表に関する事務取扱要綱により、建設
工事請負契約に係る入札予定価格については、入札執行前に公表を行っております。

消防ポンプ自動車の購入のような工事請負契約以外の契約に係る入札の予定価格につきましては、工事請負契約の場合と異なり、設計、積算による予定価格を定めるわけではございません。積算基準に関する図書が公表されるというところでもありません。また、積算能力があれば、予定価格に類推可能というわけでもありません。予定価格を公表することにより得られる利益よりも、公表したことにより、以後の同種の契約の締結に当たって予定価格の推測する重要な材料を与え、適正な入札の執行を妨げることとなる不利益の方が大きいと考えられますので、消防ポンプ自動車等の物品の購入に関しましては、工事請負契約以外の契約として入札の予定価格を公表していないのが現状でございます。以上です。

○12番（石上良夫） 議長。

○議長（中村昌哲） 石上議員。

○12番（石上良夫） ここは議会で、執行部の提出された議案を審査するところです。賛成、反対があります。これでは、価格も何もわからない。ただ、出された議案を目をつぶって、手挙げれということですか。そういうことでは、審議はできないと思いますが。価格を明らかにしていただきたいと思います。予定価格を。

○議長（中村昌哲） 予定価格ですか？購入価格は今。

○12番（石上良夫） いや、購入価格はいいです。予定価格を。

○7番（中本実夫） 今、あの。

○議長（中村昌哲） 中本議員。

○7番（中本実夫） 今、総務課長の説明を聞いてね、本当にね、前近代的なね、あんな、あの、オブラートに包んだね、皆さん何もしない。金額が2千961万円を買ったから、これでねOKせと、こういうことではいかんですよ。あの、このポンプについてはね、地域住民のね、生命、財産がかかっているんですよ。これ、性能の問題もあったりしましてですね、これが、落札率が、公表したから、今後悪影響が出ると、そういう説明はね、到底納得できません。やはり、あの、一回、価格が、設計価格がね、予定価格が、たとえ、あつたはずだ。そうすると何パーセントぐらいで落ちたと。性能は十分でございますと。安心、安全ですと。こういう説明が加わって次、他の業者がね、何社あるかわかんけれども、2社なのか50社なのか、わからんけれども、そういった競争意識もあって、本当にいい機械をね、安心して操作ができるものをね、購入してこそ初めて議会の権能権威があると思うんですよ。だから、今日できなければ、次、委員会でもといった発言はね、ゆるやかにね、譲歩したつもりだったんだけど。今のような答弁をされれば、大変困るんですよ。やはり、これは、次回でもいいからね、きちんとね、予定価格と、いくら利益があつたと、丸つきり役所との官製談合と一緒にじゃないですか、けしからん。

答弁を求めます。事務局ができなかったら、管理者で答弁してください。

○議長（中村昌哲） 角副管理者。

○副管理者（角 博明） あの、落札率につきましては、公表するという方向で対応したいと思っております、その率につきましても早急に議員各位にご報告をしたいというふうに考えております。

○議長（中村昌哲） いいですね、今の答弁で。

○7番（中本実夫） はい。

○議長（中村昌哲） 他に質疑ないようでしたら、質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村昌哲） 別がないものと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。本件については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村昌哲） ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 第 11 議案第 15 号

○議長（中村昌哲） 次に、日程第 11 議案第 15 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野坂管理者。

○管理者（野坂康夫）（登壇） ただ今、ご上程をいただきました議案第 15 号についてご説明を申し上げます。

議案第 15 号は委員の辞職に伴う、教育委員会委員の任命について、議会の同意をお願いするものでございまして、本組合の教育委員会委員、田口立身氏が本年 4 月 28 日をもって、また、足立 操氏が本年 5 月 7 日をもって委員の辞職をされましたので、両氏の後任として、北尾慶治氏及び矢倉幹治氏をそれぞれ委員に任命しようとするものでございます。両氏の履歴につきましては、議案のほか参考資料を添付いたしておりますのでよろしくご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中村昌哲） これより、質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村昌哲） 別がないものと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長**（中村昌哲） 別のないものと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。本件については原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長**（中村昌哲） ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり同意されました。

### 【 閉 会 】

**○議長**（中村昌哲） 以上で本臨時会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成 21 年第 3 回鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時会を閉会いたします。

長時間お疲れさまでした。

午後 4 時 30 分 閉会

地方自治法第292条において準用する同法第123条第2項の規定により署名する。

鳥取県西部広域行政管理組合議会議長

同 議員

同 議員

平成21年7月30日

平成21年第3回鳥取県西部広域  
行政管理組合議会臨時会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会